

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年10月10日(2013.10.10)

【公表番号】特表2013-509394(P2013-509394A)

【公表日】平成25年3月14日(2013.3.14)

【年通号数】公開・登録公報2013-013

【出願番号】特願2012-535996(P2012-535996)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/337 (2006.01)

A 6 1 K 38/00 (2006.01)

A 6 1 K 31/573 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

A 6 1 P 35/04 (2006.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

A 6 1 P 15/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/337

A 6 1 K 37/02

A 6 1 K 31/573

A 6 1 P 43/00 1 2 1

A 6 1 P 35/04

A 6 1 P 35/00

A 6 1 P 15/00

【手続補正書】

【提出日】平成25年8月20日(2013.8.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

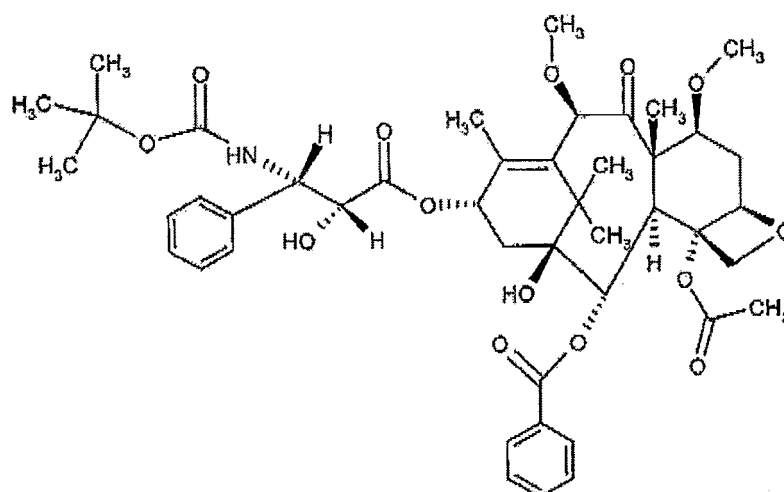
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式：

【化1】



の化合物であって、

前立腺癌の治療薬として使用するためにプレドニゾンまたはプレドニゾロンと組み合わせた、塩基形態、水和物形態または溶媒和物の形態であり得、治療される患者がドセタキセルベースのレジメンで以前に治療されており、前立腺癌が去勢抵抗性前立腺癌またはホルモン不応性前立腺癌である、化合物。

【請求項 2】

アセトン溶媒和物の形態の、請求項 1 に記載の化合物。

【請求項 3】

アセトン溶媒和物が 5 重量%と 8 重量%との間、好ましくは 5 重量%と 7 重量%との間のアセトンを含む、請求項 2 に記載の化合物。

【請求項 4】

プレドニゾンまたはプレドニゾロンを 10 mg / 日の用量で投与し、15 mg / m² と 25 mg / m² との間の用量で投与する、請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載の化合物。

【請求項 5】

25 mg / m² の用量で投与する、請求項 4 に記載の化合物。

【請求項 6】

新規のサイクルとして 3 週間毎にかかる化合物の投与を繰り返すことを含む、請求項 1 から 5 のいずれか一項に記載の化合物。

【請求項 7】

サイクル数の中央値が 6 である、請求項 6 に記載の化合物。

【請求項 8】

ドセタキセルベースのレジメンで事前に治療されている去勢抵抗性転移性前立腺癌を有する患者またはホルモン不応性前立腺癌を有する患者の治療薬として使用するためのプレドニゾンと組み合わせた、請求項 1 から 7 のいずれか一項に記載の化合物。

【請求項 9】

カバジタキセルである、請求項 8 に記載の化合物。

【請求項 10】

AUC 約 991 ng · h / mL (CV 34%) が得られる量で投与される、請求項 1 から 9 のいずれか一項に記載の化合物。

【請求項 11】

C_{max} 約 226 ng · h / mL (CV 107%) が得られる量で投与される、請求項 1 から 10 のいずれか一項に記載の化合物。

【請求項 12】

血漿クリアランス 48.5 L / h (CV 39%) が得られる量で投与される、請求項 1 から 11 のいずれか一項に記載の化合物。

【請求項 13】

患者中の血球数をモニタリングし、および好中球レベルを測定することをさらに含む、請求項 1 から 12 のいずれか一項に記載の化合物。

【請求項 14】

前記モニタリングすることが患者由来の血液サンプルを採取することを含む、請求項 13 に記載の化合物。

【請求項 15】

好中球数が 1,500 細胞 / mm³ 以下の患者におけるカバジタキセル治療を中止することをさらに含む、請求項 14 に記載の化合物。

【請求項 16】

請求項 1 から 15 で定義される化合物を含む薬学的組成物。

【請求項 17】

請求項 1 から 12 のいずれか一項に定義される化合物で治療した前立腺癌を有する患者における好中球減少症の合併症リスクを軽減する方法であって、患者の治療中に一定間隔で患者における血球数をモニタリングすること、患者が発熱性好中球減少症または長期の

好中球減少症を経験する場合に化合物の用量を軽減すること、患者の好中球数が $1,500$ 細胞 / mm^3 以下である場合に治療を中止すること、および場合によって、患者の好中球数が $1,500$ 細胞 / mm^3 以上のレベルに回復する場合に治療を再開することを含む、方法。

【請求項 18】

化合物の投与前に G - C S F を患者に投与することをさらに含み、前記患者が好中球減少症の合併症リスクが増加していると思なされる、請求項 17 に記載の方法。

【請求項 19】

請求項 1 から 12 のいずれか一項に定義される化合物で治療している前立腺癌を有する患者における重症過敏反応のリスクを軽減する方法であって、患者に薬物を投与してカバジタキセルの投与前に過敏症を防止することを含む、方法。

【請求項 20】

ホルモン不応性転移性前立腺癌を有する患者の生存期間を増大させる方法であって、患者に臨床的に証明された有効量の請求項 1 から 12 のいずれか一項に定義される化合物を投与することを含む、方法。

【請求項 21】

a) 包装材料、
b) カバジタキセル、および
c) 該包装材料内に含まれる好中球数が $1,500$ 細胞 / mm^3 以下の患者にカバジタキセルを投与すべきではないことを示すラベルまたは添付文書を含む製品。

【請求項 22】

a) 包装材料、
b) カバジタキセル、および
c) 該包装材料内に重症過敏反応が起こり得ることを示すラベルまたは添付文書を含む製品。

【請求項 23】

カバジタキセルおよびラベルを含む包装であって、前記ラベルが、以下のメッセージの 1 つ以上：

a) ドセタキセルを含むレジメンで事前に治療されたホルモン不応性転移性前立腺癌を有する患者におけるプレドニゾンと組み合わせたカバジタキセルの有効性および安全性を評価したことが、

b) 全部で 755 人の患者を、プレドニゾン mg の毎日の経口投与と共にカバジタキセル $25 \text{ mg} / \text{m}^3$ を 3 週間毎に最大 10 サイクル投与するか、プレドニゾン 10 mg の毎日の経口投与と共にミトキサントロン $12 \text{ mg} / \text{m}^2$ を 3 週間毎に最大 10 サイクル静脈内投与するためにランダム化したことが、

c) サイクル数の中央値が該カバジタキセル群で 6 であり、該ミトキサントロン群で 4 であったこと
を含む、包装。

【請求項 24】

カバジタキセルおよびラベルを含む包装であって、前記ラベルが、以下のメッセージの 1 つ以上：

a) 好中球減少性の死亡が報告されていることが、
b) 好中球減少症をモニタリングするために血球数を頻繁に得るべきであることが、
c) 好中球数が $1,500$ 細胞 / mm^3 以下である場合にカバジタキセルを投与すべきではないこと
を含む、包装。

【請求項 25】

カバジタキセルおよびラベルを含む包装であって、前記ラベルが、転移性前立腺癌を有する患者におけるカバジタキセルの平均 C_{max} が $226 \text{ ng} / \text{mL}$ (CV 107%) で

あったことを読み手に通知する文書を含む、包装。

【請求項 26】

カバジタキセルおよびラベルを含む包装であって、前記ラベルが、転移性前立腺癌を有する患者におけるカバジタキセルの平均 AUC が $991 \text{ ng} \cdot \text{h} / \text{mL}$ (CV 34%) であったことを読み手に通知する文書を含む、包装。

【請求項 27】

カバジタキセルおよびラベルを含む包装であって、前記ラベルが、カバジタキセルの血漿クリアランスが $48.5 \text{ L} / \text{h}$ (CV 39%) であることを読み手に通知する文書を含む、包装。

【請求項 28】

カバジタキセル使用の促進方法であって、該方法は、以下の：

- a) 好中球減少性の死亡が報告されていること
 - b) 好中球減少症をモニタリングするために血球数を頻繁に得るべきであること
 - c) 好中球数が $1,500 \text{ 細胞} / \text{mm}^3$ 以下である場合にカバジタキセルを投与すべきではないこと
 - d) 重症過敏症が起こり得ること
 - e) 重症過敏症を引き起こす可能性があり、および重症過敏症には全身性皮疹 / 紅斑、低血圧および気管支痙攣 (brochospasm) を含まれ得ること
 - f) 激しい反応を引き起こした場合に直ちにカバジタキセルを中止すること
 - g) 激しい反応を引き起こした場合に直ちにカバジタキセルを中止し、適切な治療を施すこと、または
 - h) カバジタキセルまたはポリソルベート 80 を使用して処方した薬物に対する重症過敏反応の病歴を有する患者においてカバジタキセルが禁忌であること
- から選択される少なくとも 1 つのメッセージをレシピエントに伝達することを含む、方法。

【請求項 29】

カバジタキセルを提供する方法であって、前記カバジタキセルを、以下の：

- a) 好中球減少性の死亡が報告されていること
 - b) 好中球減少症をモニタリングするために血球数を頻繁に得るべきであること
 - c) 好中球数が $1,500 \text{ 細胞} / \text{mm}^3$ 以下である場合にカバジタキセルを投与すべきではないこと
 - d) 重症過敏症が起こり得ること
 - e) 重症過敏症を引き起こす可能性があり、および重症過敏症には全身性皮疹 / 紅斑、低血圧および気管支痙攣 (brochospasm) を含まれ得ること
 - f) 激しい反応を引き起こした場合に直ちにカバジタキセルを中止すること
 - g) 激しい反応を引き起こした場合に直ちにカバジタキセルを中止し、適切な治療を施すこと、または
 - h) カバジタキセルまたはポリソルベート 80 を使用して処方した薬物に対する重症過敏反応の病歴を有する患者においてカバジタキセルが禁忌であること
- を示す情報と共に提供する、方法。